

中山投棄場跡地利用計画書
概要版

令和 8 年 3 月

彦根愛知犬上広域行政組合

ごあいさつ

中山投棄場は、平成10年（1998年）9月に一般廃棄物最終処分場として開設して以来、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町の1市3町から排出される不燃ごみの適正な処理を担い、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしてまいりました。



平成28年（2016年）3月までの約17年7か月間にわたり不燃ごみの埋立処理を行い、その後は令和3年（2021年）3月まで圏域外の民間処分場への搬出による最終処分を行うなど中継基地として活用し、時代や処理体制の変化に対応しながら管理運営を継続してまいりました。

施設の閉鎖後においても、当組合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、また、彦根市および鳥居本学区自治連合会ならびに中山町中山自治会との公害防止および環境保全に関する協定に則り、浸出水処理や水質、発生ガス等の環境モニタリングを継続的に実施し、地域住民の皆様の安全確保と健康保護を最優先に、適切な維持管理に努めてまいりました。

その結果、令和6年（2024年）11月には滋賀県より最終処分場の廃止基準に適合していることの確認を受け、中山投棄場は廃止に至りました。また、関係4者（鳥居本学区自治連合会、中山町中山自治会、彦根市、彦根愛知犬上広域行政組合）による協議を経て、令和7年（2025年）3月をもって維持管理を終了しております。

本跡地利用計画は、これまで中山投棄場が果たしてきた役割を踏まえ、埋立地が安定化した現在の状況を正しく認識したうえで、将来に向けた安全で持続可能な土地利用の方向性を示すものとして策定したものです。

本計画の策定にあたり、ご理解とご協力を賜りました地元の皆様をはじめ関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、地域の皆様との信頼関係を大切にしながら、周辺環境との調和に配慮した跡地の有効活用を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

彦根愛知犬上広域行政組合 管理者

田島一成

目次

第1章 跡地利用計画	1
第1節 事業の概要	1
1. 事業方針	1
2. 牧場事業の定義	1
3. 牧場事業の概要	2
第2節 事業条件の整理	3
1. 中山投棄場の施設概要及び最終処分場跡地に関連する適用法令	3
2. 牛の牧場事業に関連する適用法令	4
第3節 財政支出削減効果	7
第4節 事業者の選定	8
1. 募集及び選定方法	8
2. 公募型プロポーザル方式の手順	9
3. 参加資格要件（案）	9
4. 特記事項	10
第5節 事業スケジュール	11

第1章 跡地利用計画

第 1 節 事業の概要

1. 事業方針

先進事例調査、民間事業者への意向調査、サウンディング型市場調査、4者協議により、跡地利用の条件を以下のとおり定めた。この条件を必須とし、中山投棄場の跡地利用方法は牧場事業を候補の1つとして絞り込んだ。

- ① 実現可能な事業の選定をすること
- ② 表層のみを利用すること
- ③ 事業スキームは公民連携とすること

2. 牧場事業の定義

牧場事業における畜産物の対象例を表 1-1、牧場事業の生産体系を表 1-2 に示す。

牧場事業は、牧場で扱う畜産物及び生産体系により、経営体系が概ね分類・構成される。なお、サウンディング型市場調査を実施した食肉肥育等業者は、「牛を畜産物として扱う肥育牧場」に分類される。

表 1-1 牧場事業における畜産物の対象例

種類	畜産物の例
家畜	牛、馬、めん羊、山羊、豚 等
家きん	鶏、七面鳥、ウズラ、ダチョウ、アヒル、カモ 等

表 1-2 牧場事業の生産体系

牧場の種類	説明
種畜牧場	家畜・家きんの増殖及び改良を図るため、優良な種畜・種鶏を選定し、飼育した後、他の牧場や畜産農家に供給することを目的とした牧場。
生産牧場（繁殖牧場）	家畜・家きんを繁殖し、育成することを目的とした牧場。
育成牧場	子牛や若馬等のある程度成長した家畜・家きんに本格的な育成や調教を行い、成畜（競走馬、乳牛、肉牛等）にすることを目的とした牧場。
肥育牧場	生産牧場（繁殖牧場）で生まれたある程度成長した家畜を市場で購入し、食用肉として出荷するまで集中的に飼料を与えて肥育することを目的とした牧場。
観光牧場	家畜・家きんを飼育しつつ、乳搾りや乗馬体験、動物との触れ合い、新鮮な乳製品・肉製品の提供等の観光客向けのサービスを行うことを目的とした牧場。

3. 牧場事業の概要

(1) 建設

牛舎及び堆肥舎の写真を図 1-1、牛舎の配置例を表 1-3 に示す。

牛舎等の施設は、初期投資を抑制するために離農農家等からの購入またはリースにより取得するのが一般的であり、経営方式や事業規模により必要となる施設の種類や施設規模が異なる。



新築牛舎の様子

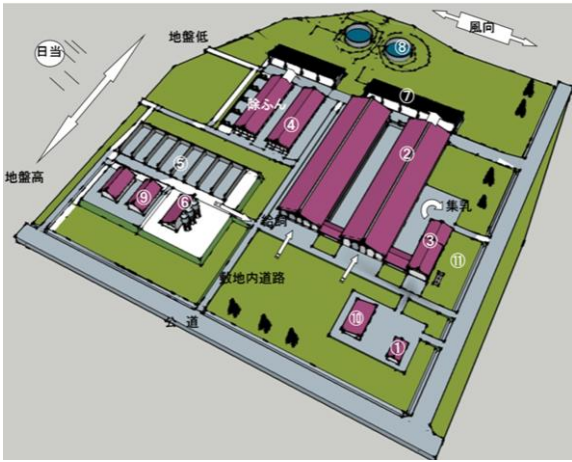
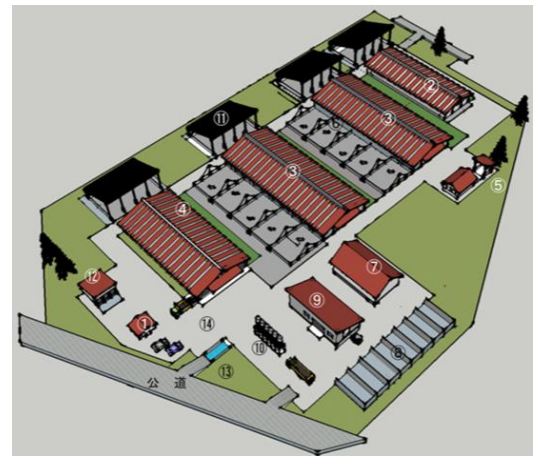


堆肥舎の様子

[出典：肉用牛繁殖経営新規就農の手引き（菊池地域農業協同組合 熊本県県北広域本部）]

図 1-1 牛舎及び堆肥舎

表 1-3 牛舎の配置例

項目	乳用牛舎（フリーストール牛舎）配置図	肉用牛舎配置図
配置		
施設	①管理棟 ②乳牛舎 ③パーラー棟 ④育成舎 ⑤バンカーサイロ ⑥飼料調製棟 ⑦堆肥舎 ⑧スラリーストア ⑨乾草舎 ⑩農機具庫 ⑪搾乳関連排水処理施設	①管理棟 ②繁殖・哺育牛舎 ③育成牛舎 ④肥育牛舎 ⑤隔離牛舎 ⑥パドック ⑦乾草舎 ⑧バンカーサイロ ⑨飼料調製棟 ⑩飼料タンク ⑪堆肥舎 ⑫農機具庫 ⑬消毒槽 ⑭乗降施設

[出典：草地開発整備事業計画設計基準（農林水産省、令和7年3月改定）]

第 2 節 事業条件の整理

1. 中山投棄場の施設概要及び最終処分場跡地に関連する適用法令

跡地利用を行う中山投棄場の概要を表 1-4、中山投棄場に関連する適用法令を表 1-5 に示す。

表 1-4 中山投棄場の概要

項目		概要
施設概要	施設名称	彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場
	所在地	彦根市中山町 381 番地 1
	供用期間	平成 10 年 9 月～平成 28 年 3 月
	埋立期間	17 年 7 か月
	総事業費	3,103,344 千円
埋立地	敷地面積	47,000 m ²
	埋立面積	26,000 m ²
	埋立容量	237,000 m ³
	埋立対象物	不燃ごみ（彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 3 町で発生した埋立ごみ・燃えないごみ） ※品目：廃プラスチック、陶器類、建設廃材（自己解体に伴う解体ごみ）、自治会清掃（側溝汚泥）、不法投棄（散在性ごみ）
	埋立構造	準好気性埋立
	遮水構造	二重遮水シート＋保護マット
	遮水シート	高密度ポリエチレンシート t=1.5 mm
浸出水処理施設	処理能力	120 m ³ /日
	浸出水処理方法	接触ばっ気方式 前処理＋カルシウム除去処理＋生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋微量有害物除去処理＋活性炭吸着処理＋重金属除去処理＋塩素滅菌処理
	汚泥処理方法	汚泥重力濃縮処理＋遠心脱水処理
最終処分場の経過	平成 10 年(1998 年) 9 月：不燃ごみ埋立処理を開始 平成 28 年(2016 年) 3 月：不燃ごみ埋立処理を終了 平成 28 年(2016 年) 4 月：不燃ごみ中継基地として活用 令和 3 年(2021 年) 3 月：不燃ごみ中継事業を終了、施設閉鎖 令和 4 年(2022 年) 6 月：閉鎖対策工事による最終覆土の竣工 令和 4 年(2022 年) 7 月：埋立処分終了の届出 令和 6 年(2024 年)11 月：最終処分場廃止 令和 7 年(2025 年) 2 月：指定区域 令和 7 年(2025 年) 3 月：投棄場の維持管理終了 ※現時点では、放流設備のみ運転している。	

表 1-5 中山投棄場に関連する適用法令

区分	法令	概要
土地利用・建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の適正な処理及び最終処分場跡地における生活環境の保全を目的とする法律。指定区域内で土地の形質の変更を行う場合は、掘削の深さに関わらず、原則として都道府県知事の許可が必要である。また、ガス抜き設備や遮水シートを損なわない工法が義務付けられている。
	土壌汚染対策法	土壌汚染の状況を把握し措置することで人の健康被害の防止を目的とする法律。土壌汚染のおそれがある区域（形質変更時要届出区域等）での土地の形質変更は、都道府県知事等への届出が必要であり、計画変更を命じられる場合がある。

2. 牛の牧場事業に関連する適用法令

牛の牧場事業に関連する適用法令等を表 1-6 に示す。

畜産事業の実施にあたっては、表 1-6 に掲げる法令等のうち、経営方式や事業規模に応じて適用されるものを特定し、遵守する必要がある。

表 1-6 牛の牧場事業に関連する適用法令等

区分	法令	概要
土地利用 ・ 建設	建築基準法	建物の敷地、構造、設備に関する最低基準を定めた法律。跡地が都市計画区域外であれば接道義務等は緩和される傾向にあるが、大規模建築物（延べ面積 500 ㎡超等）は構造計算適合性判定等が必要になる場合がある。また、最終処分場跡地特有の地盤に対する地盤安全性確保やガス発生による引火防止対策等が求められる。
	都市計画法	無秩序な開発を防ぎ、計画的な街づくりを行うための法律。彦根市の都市計画区域外や非線引き区域で、3,000 ㎡以上の土地の区画形質の変更や観光施設の建設には開発許可が必要。
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）	畜舎の建築基準法の規制を緩和し、コスト削減及び手続き簡素化を図る法律。都道府県知事の畜舎建築利用計画の認定を受けることで、建築基準法の確認申請が不要になったり、構造計算の一部が緩和されたりする可能性がある。なお、観光施設部分には適用されない。
	彦根市の景観条例（景観法）	彦根市は景観法に基づく景観行政団体であり、「彦根市景観計画」を告示している。一定規模以上の建築物や工作物は届出が必要であり、計画への適合が求められる。
	国土利用計画法	土地の投機的な取引や地価高騰を抑え、適正な利用を促すための法律。土地売買等の契約を締結した際に届出が必要である。
	農地法	国内の食料生産基盤である農地を守るための法律。地目変更や転用許可が必要か、登記簿を確認する必要がある。また、隣接する農地を事業用地として借用する場合等は適用される。
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域を指定し、優良農地を守り、農業の発展を計画的に進めるための法律。農用地を開発する場合、市への農業振興地域整備計画の変更申請（農用地区域の用途変更）が必要となる。また、農用地を 1ha 以上開発する場合は、県との協議が必要である。
	滋賀県土地利用に関する指導要綱	琵琶湖の環境保全・乱開発の防止を目的として定められた指導要綱。一定規模以上（1ha 以上）の土地開発を行う際には、事業着手前に都道府県知事への届出を行い、土地利用計画が適正か審査を受けなければならない。
環境保全 ・ 公害防止	水質汚濁防止法	事業場からの排水を規制し、公共用水域及び地下水の汚濁防止を図る法律。事業場からの排水が規制量を超える場合、排水基準が適用される。肉用牛繁殖経営では、総面積 200 ㎡以上の牛房が特定施設となり、届出が必要となる。
	悪臭防止法	事業活動に伴う悪臭を規制し、生活環境の保全を図る法律。敷地境界で臭気指数により規制がされる。
	騒音規制法	事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動を規制し、生活環境の保全を図る法律。設置機器により、特定施設の届出が必要な場合がある。
	振動規制法	
	浄化槽法	し尿や生活排水を処理する浄化槽の適正管理を定める法律。定期的な保守点検と清掃が義務化されている。
大気汚染防止法	事業場からのばい煙、粉じん等の排出を規制する法律。暖房や給湯用に大規模なボイラー等を設置する場合には適用される。	

区分	法令	概要
環境保全 ・ 公害防止	滋賀県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	県の琵琶湖や河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境を保全するため、一律排水基準よりも厳しい上乘せ排水基準を定めた条例。日平均排水量が10 m ³ 以上の事業場から対象であり、水質汚濁防止法の規制対象とならない事業場に対しても排水基準を定めている。
	滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（琵琶湖条例）	琵琶湖の富栄養化の防止に関し、排出水の排出規制等を講じることにより、琵琶湖の環境保全を図る条例。窒素・リンについて、水質汚濁防止法より厳しい上乘せ基準が設けられている。
	滋賀県自然環境保全条例	県民の健康で文化的な生活を確保し、豊かな自然環境を保全・創造するための条例。1ha以上の土地の地質の変更を伴う開発の場合、自然環境保全協定を締結する必要がある。また、協定を締結するにあたり、自然環境調査が必要である。
	環境影響評価法	大規模な開発事業を行う前に、事業者が自ら環境への影響を調査・予測・評価し、住民の意見を聞きながら、環境保全のためのより良い事業計画を作るプロセスを定めた法律。通常、開発面積が50ha以上等の場合に環境アセスメントが必要となる。
	滋賀県環境影響評価条例	大規模な開発事業を行う際に、事業者が事前に環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全の観点からより良い事業計画を作成するよう義務付けるための条例。事業面積20ha以上、森林地域15ha以上または自然公園の区域1ha以上が含まれる場合は、環境アセスメントの対象となる。
運営 ・ 衛生管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の発生抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための法律。事業活動に伴って発生する廃棄物（牛の排せつ物等）は産業廃棄物に該当するが、堆肥化して農家に有償・無償で譲渡した場合は資源（有価物）とみなされ廃棄物処理法の規制から外れる場合がある。
	家畜伝染病予防法	家畜の伝染病の発生とまん延を防ぐ法律。家畜保健衛生所への届出が必要及び年1回の「定期報告」が必要である。また、家畜伝染病予防法に基づく検査の受検が義務化されている。その他、「飼養衛生管理基準」に基づき、外部者が病原体を持ち込まないように、消毒ゲート設置や立入制限が義務化されている。
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）	家畜の排せつ物を適正に管理するための法律。牛10頭以上の飼養から基準対象であり、不浸透性床材の使用や雨水混入防止措置が義務化されている。
	肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）	肥料の品質を保証し、安全な取引と使用を促すことで、農業生産力の向上と国民の健康を守るための法律。堆肥を近隣農家に有価物として譲渡した場合は、資源とみなされ、特殊肥料生産業者の届出が必要である。また、成分表示（C/N比や主要成分量）が義務化されている。
	化製場等に関する法律	動物の飼育や、死亡獣畜の処理による不衛生・悪臭を防ぐ法律。都道府県知事が指定する区域内（住宅地周辺等）で該当する家畜を10頭以上飼養または収容する場合は、知事等の許可が必要となる。
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）	牛に与える飼料の安全を守る法律。肥育牧場として飼料を購入・配合・給餌する際、抗菌性物質の混入防止や、カビ毒汚染防止などの基準を守る必要がある。また、自身の牧場で配合飼料を作る場合は届出が必要となる。
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（酪振法）	国の方針に基づき、安定的かつ合理的な肉用牛生産を支援する法律。都道府県の「近代化計画」に適合した事業計画を作成することで、日本政策金融公庫の低利融資や国の補助金を受けやすくなる。
	と畜場法	食用にするために家畜を解体する施設の衛生を守る法律。牛を食肉にするには、許可を受けたと畜場へ出荷する必要がある。

区分	法令	概要
運営 ・ 衛生管理	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (牛肉トレーサビリティ法)	国内の牛1頭1頭に10桁の個体識別番号を付け、出生から消費者が購入するまでの情報を追跡可能にする法律。牛の所有者その他の管理者は、牛が出生・異動(転入または転出)・死亡した際は届出が必要となる。また、牛の両耳に個体識別番号を表示した耳標を着けることが義務化されている。
観光 ・ 販売	動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)	動物の愛護と、動物による人への危害防止を目的とした法律。観光客に牛を展示する場合、第一種動物取扱業(展示)の登録が必要であり、動物取扱責任者を配置する必要がある。また、牛による対人事故防止のための設備の基準が設けられている。
	食品衛生法	飲食による食中毒等の健康被害を防ぐための法律。肉や乳製品の加工・販売を行う場合、規模に関わらず、保健所の営業許可が必要である。また、牛舎(汚染作業区域)と飲食エリア(非汚染区域)の完全分離が求められる。
	製造物責任法(PL法)	製品の欠陥により損害を与えた場合の賠償責任を定める法律。観光牧場で加工品を製造・販売する場合、提供した食事で食中毒等の健康被害が生じた際には、過失の有無に関わらず損害賠償責任が問われる。
	HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理	食品の製造・調理・提供の全工程において、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を分析し、これらを抑制・除去するための重要管理点(CCP)を特定して継続的に監視・記録する、科学的な衛生管理手法。食品衛生法の改正に基づき全食品事業者への導入が完全義務化されており、観光牧場の飲食エリアや加工場での衛生管理計画作成が必要となる。
	消防法	火災を予防し、被害を最小限にするための法律。消火器や自動火災報知設備の設置が必要であるほか、観光客の避難誘導を含む「消防計画」の策定が必要である。
労働安全	労働安全衛生法	労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する法律。従業員を雇って運営する場合に適用され、特に畜産業は大型動物による事故や農業機械による事故のリスクが高いため、安全衛生管理体制の整備や健康診断の実施が義務となる。

※ 経営方式や事業規模に応じて適用される法令等が異なる。

第 3 節 財政支出削減効果

牧場事業による地域への波及効果を表 1-7 に示す。

牧場事業の実施は、地域経済の活性化、環境保全、教育機会の提供等、多岐にわたる分野に波及効果をもたらすと期待される。

表 1-7 牧場事業による地域への波及効果

項目		考えられる効果
建設	地域の発展と活性化	・ 地元の建設業者の活用 等
運営	地域の発展と活性化、地域の魅力向上	・ 観光客誘致 ・ 交流人口の増加による地域経済の活性化 ・ 地域の雇用創出 ・ 食育や農業体験の場の提供 等
	地域環境の保全	地域農業と連携する循環型畜産を展開した場合
	持続可能な跡地利用	・ 地域の土壌改良（保水力向上、微生物の活発化による浄化作用の向上） ・ 化学肥料の削減による水質保全 等

第 4 節 事業者の選定

1. 募集及び選定方法

事業者選定方法の比較表を表 1-8 に示す。

今回事業者を選定する牧場事業は、事業者が持つ広範囲かつ高度なノウハウの活用を行い、事業者によって持続可能な事業を行うものである。そのため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者が牧場事業について提案を行い、その内容・能力について評価を行うものとする。

表 1-8 事業者選定方法の比較表

項目	一般競争入札	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル
概要	発注者が仕様書を作成し、参加資格を満たす全事業者が入札する。予定価格の範囲内で、最も安い価格を提示した事業者が落札する。	評価点の最も高い提案を行った者を落札者とし、落札者と契約を締結する。	評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
決定基準	価格のみ(最低価格)	価格 + 品質(総合点)	提案内容・能力 (最も適した事業者)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 発注者は価格を抑制できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者にとって、業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 公募型プロポーザル方式と比較して、契約を比較的短期間に締結することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者選定後の契約交渉が可能(公民間の適切な役割分担を構築することが可能) 優先交渉権者との契約が交渉の結果、困難となった場合、次順位者との交渉が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 最低限の仕様さえ満たせば良いため、品質が低下するおそれがある。 採算度外視の安値で落札され、後から手抜き工事や追加費用の請求等のトラブルになることがある。 発注者の仕様書以上の工夫やアイデアは採用されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、入札公告後に条件を変更することが難しい。 落札者と契約の締結に至らない場合、随意契約は落札金額の範囲内でなければならぬため、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再度、入札をやり直すこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者選定後に公募条件の変更に係る協議を行う場合は、総合評価一般競争入札方式に比べて、仮契約までの期間が長くなるおそれがある。 事業者側からも、公募条件の変更に係る協議を求められる可能性がある。

2. 公募型プロポーザル方式の手順

一般的な公募型プロポーザル方式の手順を図 1-2 に示す。

公募型プロポーザル方式を行うにあたり、募集要項や審査基準書、提出書類一覧表などを作成する必要がある。また、事業者の提案書を審査する審査会を立ち上げる必要がある。

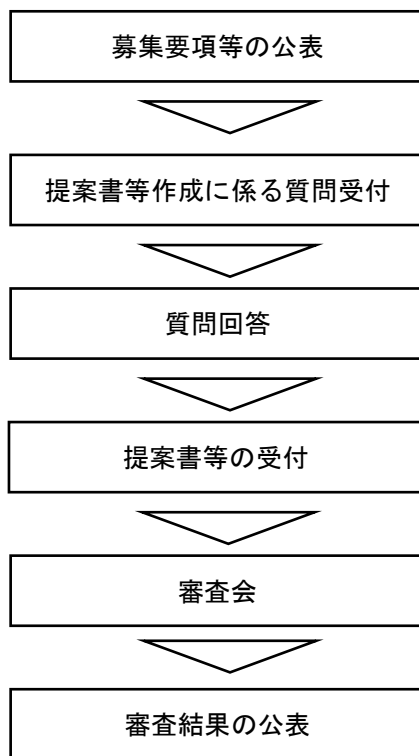


図 1-2 一般的な公募型プロポーザル方式の手順

3. 参加資格要件（案）

参加資格要件は、彦根市の公募型プロポーザルにおける通常要件に加え、事業の継続性と管理能力を担保するため、他自治体の牧場運営の公募（指定管理者の募集や市有地の貸付公募）事例を基に、下記の要件も満たすこととする。

- 1) 過去3年以上継続して、牛の牧場事業を行っている実績があること。なお、牧場の生産体系は問わない。
- 2) 申請時点で、常時50頭以上の肉用牛を飼養管理している実績、またはそれに準ずる大規模な飼養管理の実績があること。
- 3) 過去5年以内に、牧場事業に関する法令に基づく改善命令等の行政処分を受けていないこと。

4. 特記事項

牧場事業の実施における特記事項を表 1-9 に示す。

事業者選定時は、表 1-9 の事項を参考に特記仕様書を作成するとともに、評価項目及び評価点を設定する。

表 1-9 牧場事業の実施における特記事項

分類	内容
全般	・事業の開始、変更等の際は、本組合に報告すること
事業の安定性	・事業実績の報告をすること ・事業者の参加要件 1) 3年以上の牧場経営実績 2) 常時50頭以上の飼養実績（または同等規模実績） 3) 過去5年以内に重大な行政処分を受けていないこと
設計・造成・建設	・処分場跡地の利用構想を示すこと
環境保全	・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠すること ・糞尿処理、臭気対策、騒音対策を適切に講じること 1) 糞尿の処理方式（堆肥化、外部搬出等）の明示 2) 処理能力（飼養頭数に対し十分な能力を有すること） 3) 搬出頻度及び搬出先の明示 4) 牛舎構造（密閉型・半密閉型、コンクリート底打ち等）の明示 5) 風向き・周辺住宅位置を考慮した配置計画 6) 苦情受付窓口の設置 7) 夜間の騒音作業を行わないこと ・牛舎等からの排水、汚染された雨水等が公共用水域へ流出しないよう適切に処理すること ・集中豪雨、洪水、土砂災害等の災害時に家畜管理等に関する緊急対応計画を策定すること 1) 堆肥舎の防水構造の明示 2) 緊急時の家畜避難計画の整備 3) 飼料備蓄計画（数日分以上）の整備 4) 緊急連絡体制の整備
地元地域への影響	・牛の導入及び出荷、その他の大型車の通行について、交通安全対策を講じること 1) 搬入出車両の走行ルート及び頻度の明示 2) 早朝及び深夜の搬入出は原則行わないこと 3) 登下校時間帯の通行を回避すること
衛生管理	・家畜伝染病の防疫対策及び発生時の対応を明確に示すこと 1) 防疫マニュアル整備 2) 発生時の即時行政報告 3) 従業員衛生教育 4) 外部立入管理の徹底
安全管理	・夜間無人になる場合は、防犯対策を講じること ・暑熱対策を講じること
土地の貸付、譲渡	・賃料は、提案事項とすること ・譲渡は、用途限定型条件付譲渡（10年間の買戻条項付）とし、条件については本組合との協議により決定すること
地元住民の意向・質疑（協議事項）	・地域雇用の創出計画（人数や職種等）について提示すること ・循環型畜産の実施可能性について提示すること ・隣接した耕作放棄地の有効活用策（放牧や農地の再生等）の実施可能性について提示すること ・維持管理を目的とした本組合職員の敷地内立ち入りについて、事前に協議を行い、その手順及びルールを策定すること ・林業従事者への処分場奥地への通行を許可すること

第 5 節 事業スケジュール

プロポーザルによる受託事業者の選定のスケジュール（案）を表 1-10 に示す。

スケジュールは現時点での予定であり、審査の進行状況や応募数等により変更となる可能性がある。また、契約締結日及び事業開始日は、受託事業者選定後の協議により決定する。

表 1-10 プロポーザルによる受託事業者の選定のスケジュール（案）

項目		日程
発注準備・要件定義		発注準備・要件定義
公募の開始		公募の開始
提案書類作成等に係る 質問の受付・回答	質問書の提出期限	公募開始から約 1~2 週間後
	質問への回答	質問書の提出期限から約 3~5 日後
応募申込書類（提案書等）提出期限		応募申込書類（提案書等）提出期限
審査会（プレゼンテーション）		審査会（プレゼンテーション）
審査結果の公表		審査結果の公表